

中華民国北京政府期における 全国教育会連合会の果たした役割 —大会決議の分析を通して—

今井 航

はじめに

本稿の目的は、中華民国北京政府期における全国教育会連合会（以下、全教連と略す）の果たした役割を明らかにすることである。北京政府期の大半は軍閥混戦の時代であり、教育の普及にとっては悪条件下にあった。しかし1922年11月の壬戌学制（正式名は学校系統改革案）の制定を機に6・3・3制など、その後の教育の根幹が作られた時期でもある。この学制改革に大きな役割を果たしたとされるのが¹、全教連である。全教連は、年に1度の大会を11回ひらき、大会ごとに決議を生みだした。それは248本に及んだが²、学制改革以外への関わり具合は十分明らかでない³。本稿では、全教連の大会決議の分析により、ほかの決議の関わり具合の検討を試みる。

大会決議を取り上げた研究は、50年近く前のアメリカにおいてのもののみである⁴。大会決議の分析により、次の3点を結論づけた。第1に、軍閥混戦の時代であったにもかかわらず教育の成果を生みだしたこと、第2に、省または区教育会の代表を結集し、当時かかえた教育上の問題を処理したこと、第3に、実施を目的として教育行政機関や教育専門機関に大会決議を通知したことである。しかし分析の対象となった諸決議は172本であり、筆者の把握した決議総数248本に比べると大差がある。また大会決議は、如何にして生まれたのか、つまり審議システムも明らかにされていない⁵。

¹ 例えば以下を参照されたい。齋藤秋男(1973)pp.22-31, 阿部洋(1993)248p, 銭曼倩・金林祥主編(1996)pp.230-276, 田正平主編(2001)pp.293-300, 小林善文(2002)pp.109-123.

² 「歴届全国教育連合会議案分類彙編目録」, 第11届全国教育会連合会事務所(1925), pp.3-28を参照した。これには第11回大会の決議だけ掲載されていないため、これについてののみ『中国教育年鑑』第1次第6冊を参照した。

³ 阿部洋(1993)や田正平主編(2001), または小林善文(2002)において学制改革以外の大会決議を散見することはできる。

⁴ Tai Chen Hwa(1954)は全教連の大会決議172本を分析の対象とし、著者独自の視点によりそれらを10に分類している。しかし前掲「歴届全国教育連合会議案分類彙編目録」によれば、172本というものは全てではない。

⁵ 全教連の審議システムを窺えるものとして、拙稿(2004)を挙げることができる。

一方、筆者は以前、壬戌学制の制定過程に焦点をあて全教連のみならず、中央教育行政機関である教育部にも注目して考察した（拙稿，2004）。学制改革をリードしたのは全教連であったことを実証する一方、ここでは教育部の働きも明らかにした。これまで先行研究は、全教連の役割を認めるものの、教育部の役割を追究してこなかったといえる。北京政府の教育政策を「不熱心だった」や、あるいは「袁世凱の復古主義政策とイメージが重なってくる」と評価してきたためであろう⁶。よって全教連の大会決議は、その後どうなったのか、換言すれば大会決議を、教育部は実施したのかどうか、こうした疑問点は見落とされてきたといえる。先述のアメリカの研究においても同様であり、これに解答を示さずして「教育の成果を生み出した」や、あるいは「教育上の問題を処理した」というのは早急であろう。従って「中華民国前期の教育改革をめぐる多極構造は明確にされていない」という近年の指摘にも頷ける（高田幸男，2003，76p）。

そこで本稿では、毎回の開催年月および開催地や、大会を主催した事務所、あるいは全教連への参加形態などを先ず概観する。次に審議システムの解明を行い、さらに大会決議の扱い方にも言及する。その上、大会決議 248 本を分類別に整理し、これにより最も多かったのは教育行政に関する決議であったため、これらに焦点をあてる。その際、教育部は実施したのかどうかという点に着目する。以上により全教連は、地方教育行政改革にも一役買ったことが明らかになると同時に、この改革のもつ意味を、学制改革との関連で考察を加え、中華民国北京政府期の教育史に新たな視点を提供しようとするものである。

I 全国教育会連合会の性格

1) 毎回の運営および参加形態

全教連は、1915年4月に天津で第1回大会を開催し、その後1925年10月に長沙で開かれた第11回大会まで、毎年1回、定期的に開かれた。毎回の開催期間は、おおよそ2週間から3週間程度を要した。また開催地に所在の省または区教育会に事務所を設置し、毎回ここにより運営された。さらに毎回、主席および副主席を選任した。彼らは主催事務所の設置された教育会の代表から全て選ばれた。表1は、以上をまとめたものである。

⁶ そうした評価を紹介しながら、高田幸男は「北京政府の経済政策が再検討されているように、教育部の人材や立案能力、地方教育行政との関係、あるいは全国教育会联合会等の団体・個人との関係など改めて検討する必要がある」と述べている（高田幸男，1995，217p）。

表 1 全国教育会連合会の開催状況

回数	開催期間	開催場所	主催事務所	大会主席(括弧内は副主席)	参加総数	代表参加者総数
第1回	1915年4月23日から5月13日まで(21日間)	天津	直隸省教育会	張佐漢(劉統会)	24	53
第2回	1916年10月10日から25日まで(16日間)	北京	北京教育会	陳宝泉(梁錫光)	24	57
第3回	1917年10月10日から27日まで(18日間)	杭州	浙江省教育会	經亨頤(不明)	20	39
第4回	1918年10月10日から25日まで(16日間)	上海	江蘇省教育会	沈恩孚(庄俞)	18	33
第5回	1919年10月10日から25日まで(16日間)	太原	山西省教育会	馮司直(張秀弁)	23	51
第6回	1920年10月20日から11月10日まで(22日間)	上海	江蘇省教育会	黄炎培(沈恩孚)	19	36
第7回	1921年10月26日から11月7日まで(13日間)	広州	広東省教育会	汪兆銘(金曾澄)	17	35
第8回	1922年10月11日から21日まで(11日間)	済南	山東省教育会	許名世(郭葆珍)	21	46
第9回	1923年10月22日から11月5日まで(15日間)	昆明	雲南省教育会	由雲龍(不明)	17	23
第10回	1924年10月11日から28日まで(18日間)	開封	河南省教育会	不明(不明)	19	35
第11回	1925年10月14日から27日まで(14日間)	長沙	湖南省教育会	不明(不明)	23	56

注 第1回大会は全国教育会編(1915)、第2回大会から第10回大会までは第11届全国教育会連合会事務所(1925)、第11回大会は李石岑編(1925)をそれぞれ基にして作成した。なお、参加総数は参加した省または区教育会を数えたものである。

一方、参加状況もみておきたい。表2は、省または区教育会の出欠および出席の場合の派遣代表人数を大会ごとに示したものである。表の下には、出席総数および総人数を明記した。全大会を通してみると平均して、20前後の教育会から40人前後の参加があった。また河南省など7つの教育会は毎回、このほか広東省など5つの教育会は10回、安徽省は9回、雲南省など5つの教育会は8回、代表を派遣した。

表2 大会別にみた全国教育会連合会への省または区教育会の代表参加人数

教育会名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
安徽省教育会	2	2	3	3	3	2	2	2	1	×	×
雲南省教育会	2	2	×	×	2	×	2	1	3	1	2
河南省教育会	2	2	3	2	2	3	3	3	1	3	3
甘肅省教育会	1	1	×	×	3	1	×	2	2	3	3
広東省教育会	2	2	1	1	1	1	3	3	2	×	3
貴州省教育会	×	×	×	×	×	×	×	×	2	2	2
吉林省教育会	3	2	2	2	3	2	1	1	1	×	3
京兆教育会	3	3	2	1	2	1	2	2	×	1	3
広西省教育会	×	×	×	×	1	×	1	×	1	1	2
江西省教育会	2	3	2	1	2	2	3	3	1	1	3
江蘇省教育会	3	3	3	3	2	3	3	3	2	1	3
黒龍江省教育会	1	2	1	1	1	1	×	2	×	×	3
湖南省教育会	4	1	2	2	2	1	1	3	1	3	3
湖北省教育会	3	3	2	1	×	×	×	1	1	3	×
山西省教育会	2	2	2	2	3	2	2	3	2	3	3
四川省教育会	1	1	×	×	×	×	×	×	×	1	2
山東省教育会	4	6	2	2	3	2	2	3	1	3	3
新疆教育会	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浙江省教育会	3	2	3	3	2	3	3	3	1	1	×
直隸省教育会	3	4	1	2	3	3	1	3	1	1	3
陝西省教育会	1	1	2	×	2	×	×	1	×	2	×
熱河教育会	×	3	×	×	2	1	×	×	×	×	×
福建省教育会	2	2	3	1	3	3	3	×	×	×	2
北京教育会	3	4	2	2	2	1	1	2	×	1	1
奉天省教育会	3	3	2	3	4	2	×	2	×	×	3
察哈爾教育会	1	2	1	×	1	×	×	1	×	1	3
綏遠教育会	1	1	×	×	2	2	2	2	×	3	×
南洋華僑学務總會	×	×	1	×	×	×	×	×	1	×	2
南洋何属学務總會	×	×	×	1	×	×	×	×	×	×	×
庚款委員会	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1
庚款董事会	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1
参加総数	24	24	20	18	23	19	17	21	17	19	23
参加者総数	53	57	39	33	51	36	35	46	23	35	56

注 「歴届全国教育会連合会各省区代表姓名録」，第11届全国教育会連合会事務所（1925），pp. 1 - 30 を基にして作成した。なお，×印は代表派遣しなかったことを表す。また，参加総数は参加した省または区教育会を数えたものである。

ここで注意すべきなのは，全教連は省または区教育会の代表により構成されたということである。第1回大会決議の全国教育会連合会章程（以下、章程と略す）第3条によると（「全国教育会連合会会章」，全国教育会編，1915，pp. 1-3），「本会会員は各省教育会および特別行政区域教育会の推薦する代表3名により構成される」とあり，省または区教育会で選ばれた代表が毎回，参加したとみられる。従って，誰でも自由に参加できる大会ではなかったといえる。

2) 審議および大会決議の扱い

省または区教育会からは毎回、様々な提案が出され、大会ではこうした諸提議をもとに協議し、採択を行なった⁷。表3は、省または区教育会の提議総数および大会決議数を大会ごとにみたものである。例えば第1回大会では69本の提案があり、13本を議決した。

表3 大会別にみた省または区教育会の提議総数および大会決議数

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
開催年	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925
開催地	天津	北京	杭州	上海	太原	上海	広州	済南	昆明	開封	長沙
提議総数	69	58	43	不明	62	75	31	33	53	82	84
大会決議数	13	12	17	16	29	24	17	25	31	39	25

注 第1回大会から第8回大会までにおける省または区教育会の提議総数は朱有猷・威名琇・錢曼倩・霍益萍編(1993), pp. 200-246, 第9回大会のそれは「教育界消息」, 李石岑編(1923), pp. 4-6, 第10回大会のそれは「教育界消息」, 李石岑編(1924), pp. 1-9, 第11回大会のそれは「教育界消息」, 李石岑編(1925), pp. 4-8をそれぞれ基にして明記した。また, 第1回大会から第10回大会までにおける大会決議数は「歴届全国教育会連合会議案分類彙編目録」, 第11届全国教育会連合会事務所(1925), pp. 3-28, 第11回大会のそれは「教育界消息」, 李石岑編(1925), pp. 4-8を基にして明記した。

それでは審議は、如何に行われたのか。全教連の審議に関する規程は下記の通り、第1回大会決議の章程第6章と第7章にみられる(「全国教育会連合会会章」, 全国教育会編, 1915, pp. 1-3)。

第6章 議事および提案

第11条 会への到着会員が過半数に満たない場合、本会における会議は開けない。

第12条 議案の採択は、多数決によって決める。同数の場合、主席により決定する。

第13条 各種議案は審査会における審査のない場合、議決できない。ただし会員の過半数の同意を得られる場合、審査会を経ずに直接議決できる。

第14条 会員による提案は、代表される教育会名義により行う。

第15条 議案は開会2ヶ月前までに各教育会に送り、先行して討論してもらう。

第7章 審査会

第16条 本会の開会時に審査会を設置しなければならない。

第17条 審査会の会員は、主席が臨時に指定する。

第18条 審査会は、審査員のなかから主任一人を選出する。

第6章第11条によれば、代表者総数の過半数の出席がなければ会議を開けなかったことがわかる。

一方、第6章第13条によると「各種議案は審査会における審査のない場合、議決でき

⁷ 具体的な事例として拙稿(2004)を参照されたい。

ない」とあり、省または区教育会の諸提議は、審査会での協議を経過する必要のあったことがわかる。と同時に「本会の開会時に審査会を設置しなければならない」と第7章第16条にあり、先述の会議とこの審査会とは別物であることを窺える。上の引用は、第3回大会決議の全7章27条からなる全国教育会連合会議事細則（以下、議事細則と略す）により詳細なものとなったが（「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所, 1925, pp. 244-246）, この議事細則第19条によると「審査会の開会時間は、審査主任が臨時に決定して通知する。但し会議の時間と衝突してはいけない」とあり、全教連での審議は、全体的な会議と審査会を通じて行われたことが明らかである。

また、議事細則第12条によると「会議は初読、二読、三読に分ける。初読時の協議では本案を成立させるかどうか、これをおおよそ決定する。再読時には逐条的に協議する。三読時には文字の修正を行ない、完全に成立させる」とあり（「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所, 1925, pp. 244-246）, また議事細則第16条によると審査会にまわす提案は「初読会で決定した場合、主席がこれを宣告する」とあり（「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所, 1925, pp. 244-246）, さらに議事細則第20条によると「審査会の審査結果は書面により報告されなければならない。主席は印刷して各代表に送ると共に、会議で報告しなければならない」とあった（「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所, 1925, pp. 244-246）。要するに、全体会議の初読時に審査会にまわす提案を先ず決定し、こうした提案を審査会で審議し、この結果を全体的な会議に戻して二読会と三読会で審議し、そして最終的な決議を行ったとみることができる。

このように全教連では、全体会議と審査会という2つの場を通じて省または区教育会の諸提議を審議し、最終的に大会決議を生みだした⁸。従って全教連は、教育研究や教員研修を行うというような場ではなく、一種の議決機関であったといえる。

大会決議は教育部に上申され、あるいは省または区の教育会や教育庁に通告もしくは送付されたのをはじめ、大総統や国務院にも上申され、さらには書店にも送付されるなど

表4 全大会を通してみた場合の決議の扱い

	扱い	本数
1	大総統に上申	2
2	国務院に上申	5
3	内務部に上申	2
4	教育部に上申	122
5	国会に請願	2
6	各省区教育庁に通告あるいは送付	85
7	各省区教育会に通告あるいは送付	141
8	各書店に送付	3
9	その他	18
10	記載無し	9

注 6および7には、「各省区」や「各省区教育機関」という記載のものも含めた。また、例えば「憲法起草委員会への報告」、「国会への報告」、「各商業学校に通知」などの扱いは、9に一括した。なお、ここでの本数を合計すると全決議総数248本をはるかに上回るが、これは決議によっては複数に扱われたためである。

⁸ 具体的な事例として拙稿（2004）を参照されたい。

各様に扱われた。表4は、248本の決議それぞれに付された決議の扱いを項目ごとにみたものである⁹。省または区教育会への通告あるいは送付が141本と最も多く、続いて教育部への上申が122本、次に省または区教育庁への通告あるいは送付が85本であった。主流は、そうした3通りの扱いであった。では、これらの決議はその後どうなったのか。

II 全国教育会連合会の果たした役割 —地方教育行政改革の要求を中心として—

1) 第6回大会まで続けられた教育部に対する省または区教育庁設置の要求

決議内容を先ず検討しておこう。表5の通り、全決議を分類別に整理した。全教連は、全大会を通じて教育全般に関わる決議を生みだしたことがわかる。学制改革に関するものは、そのうち4本のみであった。一方、教育行政に関するものが54本と圧倒的に多く、全体の21.8%を占めた。これに焦点をあてて大会決議のその後を考察してみたい。

教育行政に関する決議のうち教育部に上申されたのは45本であり、8割以上が教育部に上申された。45本を全て列挙すれば、表6の通りである。注目されるのは、同類の決議のみられることである。番号でいえば、1, 3, 8, 13, 21, 25の6本である。決議名から明らかな通りそれらは全て、省または区教育庁の設置を要求するものであった¹⁰。

表5 分類別にみた大会決議

	分類	本数(割合)
1	教育行政	54(21.8%)
2	学校系統	4(1.6%)
3	教育経費	12(4.8%)
4	学校行政	21(8.5%)
5	高等教育	3(1.2%)
6	中等教育	10(4.0%)
7	初等教育	8(3.2%)
8	師範教育	6(2.4%)
9	女子教育	10(4.0%)
10	職業教育(農村教育を含む)	13(5.2%)
11	社会教育	17(6.9%)
12	義務教育	8(3.2%)
13	教育課程(教育方法を含む)	12(4.8%)
14	科学教育	7(2.8%)
15	国語教育	6(2.4%)
16	童子軍教育	3(1.2%)
17	体育	9(3.6%)
18	教育会会務及規程	13(5.2%)
19	本会会務及細則	8(3.2%)
20	歴届提案方針	3(1.2%)
21	雑件	21(8.5%)
	合計	248(100.0%)

注 第11届全国教育会連合会事務所(1925), pp. 3-28 および『中国教育年鑑』第1次第6冊を基にして作成した。第10回大会までの決議は前者を、第11回大会の決議は後者に所載のものを参照した。ここでの分類は、前掲、第11届全国教育会連合会事務所(1925)で使用された項目を、そのまま使用したものである。なお、第11回大会の決議についてのみ、作成者が分類を判断した。

⁹ 前掲「歴届全国教育連合会議案分類彙編目録」を参照した。この目録に記載の諸決議にはそれぞれ決議の扱いも記されている。

¹⁰ いずれも「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所(1925), に掲載されており, 1はpp. 1-2, 3はpp. 4-5, 8は7p, 13は11p, 21はpp. 17-18, 25は19pにある。

表6 教育部に上申された教育行政に関する決議

回数	開催年	決議名	その他の扱い	
第1回	1915	1 請設各省教育庁案	大総統に上申	
		2 軍国民教育施行方法案		
第2回	1916	3 請速設各省区教育庁案	大総統、國務院に上申ならびに国会に請願	
		4 請頒行県知事弁学懲勤条例案		
		5 請速頒優待小学教員規程案	國務院に上申	
		6 請頒国歌案		
第3回	1917	7 請従速画定大学添設大学案		
		8 請速設各特別区域教育庁案		
		9 請在哈爾籌設国立農業専門学校並由察綏熱墾務局酌發荒地充各区学校經費案		
		10 請教育部通咨各省区实行知事弁学可成案		
		11 整頓県教育行政		
第4回	1918	12 請勵行教育政策	國務院に上申	
		13 請統投各省区教育庁案		
		14 各省区毎年派員考察国外教育案	各省区に送付	
		15 今後我国教育之注重点案		
第5回	1919	16 請廢止教育宗旨宣布教育本義案		
		17 各省区設立教育行政人員講習会案		
		18 請速行国立陝西高等師範学校案		
		19 請設国立學術研究会議案		
		20 請分区籌設国立農業専門学校案		
		21 各特別区応設專管教育機關案		
		22 請簡任教育庁長不必限定他省人案		
第6回	1920	23 請従速恢復地方自治以固教育根本案	國務院、内務部に上申	
		24 小学教員不宜停止被選舉權案		
		25 請速設各特別区教育庁案	内務部に上申	
		26 請修改学校及教育团体公文書式案		
		27 請修改選派留学生条例並增定各区留学專額案		
		28 任用校長応注重相当資格案		
		29 請速增設国立大学案	各省区教育会に送付	
		30 各省区教育行政機關宜連合本省区教育会組織評議会以謀教育進行案(『教育雜誌』第12卷第12号に明記)		
		31 民治教育設施標準案		
		第8回	1922	32 改革地方教育行政制度案
33 建議蒙藏回教育案				
34 各省区教育行政機關宜添聘中学各科教授臨時補導專員案				
第9回	1923	35 優待学校教員弁法案	各省区教育庁、各省区教育会に送付	
		36 擬組織學業成績考試委員會案		
		37 各省区応規定校長資格案	各省区教育庁、各省区教育会に送付	
		38 西北各省宜速設大学案		
第10回	1924	39 請教育部嚴定大学設立標準案		
		40 催請教育部將「扶助無力就学之優良学生使得受均等教育案」通令遵行案		
		41 各省区宜組織教育委員會案		
		42 取締外人在国内弁理教育事業案		各省区教育庁、各省区教育会に送付
		43 各省区宜酌加省県視学名額案		
第11回	1925	44 否認教育部議訂各省教育庁長回避本籍案	各省区教育庁、各省区教育会に送付	
		45 今後教育宜注意民族主義案		

注 「歴届全国教育会連合会議案分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所(1925), pp. 1-46 および『中国教育年鑑』第1次第6冊を基にして作成した。第10回大会までの決議は前者を, 第11回大会の決議は後者に所載のものを参照した。

さらに第1回大会から第6回大会まで連続して議決されたこともわかる。全教連はこうした要求を教育部になぜ行い続けたのか。

第1回大会の開催は1915年春であった。その1年前1914年5月23日に公布された省官制は、以前の行政公署を巡按使署と改めるものであった(韋慶遠, 1989, 487p)。巡按使署には政務庁を設置し、ここに総務、内務、教育、実業の4科を置くことになった。さらにそれらの事務の管轄は、政務庁長官に全て任せることとなった。そうした改革が、第1回大会開催の1年前に行われていた。それに全教連は不満をもったようである。第1回大会で政務庁内の一科に格下げされた教育科を「地方教育行政の凋落」として非難した¹¹。さらにまた「巡按使は省の大政処理に休む暇もないため、これに代わり政務庁長官が事にあたるが、膨大である」ため¹²、教育事務は疎かとなっていた。よって教育事務に専念できる官庁を必要とし、第1回大会の総意として、地方における教育のための独立官庁設置の要求を早くも議決したのである。この要求の具現をめざし、その後も全教連は、決議として教育部に上申し続けた。表6にみられる教育庁設置の促進に関する決議6本の通りである。

そうした決議に対し、教育部は如何に対応したのか。結論からいえば1917年9月となり教育庁暫行条例を公布し(多賀秋五郎, 1973, 383p)、全教連の要求を実現したといえる。教育庁暫行条例の公布2日後となる9月8日には、大総統令により政務庁内に置かれた教育科は廃止された(多賀秋五郎, 1973, 384p)。続いて同年11月8日、教育部は教育庁署組織大綱を公布した(多賀秋五郎, 1973, pp. 383-384)。こうした一連の動きは、巡按使署を省長公署に改めるという1916年7月の地方行政改革を機に教育部が動き始めた結果、実現したとみることも可能ではある。しかしその改革より前に開かれた第1回大会で、省または区教育庁設置をすでに要求していたのであり、このことは見逃せない。換言すれば逸早く巡按使署の時代から全教連は、そうした要求を開始していたのである。

全教連の把握したところによれば教育庁の設置は各省で始まった。第4回大会開催の1918年の時点で22省中「12省」¹³、第6回大会開催の1920年の時点で「16省」に設置されたようである¹⁴。このように実施に移されたが、教育庁を設置できないところも依然として存在したため、全教連は教育庁設置の要求を第6回大会まで続けたともいえる。

¹¹ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, pp. 1-2 および表6の1。

¹² 同上。

¹³ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 11p および表6の13。

¹⁴ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 19p および表6の25。

2) 地方自治による教育普及の提唱

上述のほかにも地方教育行政全般にわたる要求を教育部に対して行った。例えば表6の11, 12, 15, 17は県教育行政の整備¹⁵, 教育経費の確保¹⁶, 義務教育の普及¹⁷, 職業教育や補習教育の重視¹⁸, 地方教育行政人員の質の向上などを内容に含む¹⁹。また23は, 地方自治による教育普及を提唱したものである²⁰。こうした地方教育行政の今後のあり方を指示した決議も全て, 1920年開催の第6回大会までのものであった。

とりわけ第6回大会決議の23は, 国務院や内務部にも上申されており, 地方自治を中心とした教育普及の展開を中央政府に対して請願するものであった。決議名は「請従速恢復地方自治以固教育根本案」であり, 次のように述べている²¹。

「教育部の公布した地方学事通則や国民学校令および施行細則などは, 地方自治と密接な関係がある。地方自治を成立しなければ, 地方教育事業はないに等しい。近況, 義務教育の計画準備について各省は皆, あらゆる調査または財源の確保を積極的に進めている。そうした事柄は, 地方自治の助けを最も頼りとする」

全教連は, 義務教育の計画準備などは地方自治を頼りに進むと認識し, 地方自治により教育の基礎を固めることが不可欠であると中央政府に促したのである。これに対して教育部は第6回大会終了直後の翌月, 実施義務教育研究会の設置を省または区の長官に早速要請し(多賀秋五郎, 1974, pp. 322-323), 全教連の請願を承認した。

このように全教連は, 地方教育行政全般にわたる要求を1920年の第6回大会まで行い続けるとともに, 第6回大会では地方自治による教育普及を提唱した。教育部はそうした要求を受け入れ, 教育庁署組織大綱の公布や, あるいは省または区ごとにおける実施義務教育研究会の設置など具体的な施策を講じた。こうしてみると全教連は, 省または区を主体とした教育普及を方向づける役割を果たしたといっても過言ではない。

¹⁵ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, pp. 8-10 および表6の11。

¹⁶ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, pp. 8-10 および表6の11や, あるいはpp. 10-11 および表6の12。

¹⁷ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, pp. 10-11 および表6の12や, あるいはpp. 12-13 および表6の15。

¹⁸ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, pp. 12-13 および表6の15。

¹⁹ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 14p および表6の17。

²⁰ 前掲「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, pp. 18-19 および表6の23。

²¹ 同上。

表7 大会別にみた教育部への上申および省または区への通告あるいは送付との比較

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	
開催年	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	合計
開催地	天津	北京	杭州	上海	太原	上海	広州	済南	昆明	開封	長沙	
教育部に上申	8	10	12	8	16	15	—	8	12	19	14	122
省または区教育庁に通告あるいは送付	—	3	—	2	—	—	5	11	27	17	20	85
省または区教育会に通告あるいは送付	4	3	5	6	13	7	15	14	30	23	21	141

注 第11届全国教育会連合会事務所(1925), pp. 3-28 および『中国教育年鑑』第1次第6冊を基にして作成した。第10回大会までの決議は前者を、第11回大会の決議は後者に所載のものを参照した。

注目しておきたいのは、教育庁設置の持続的な要求の具現化に伴い、大会決議の扱いに変化があらわれたことである。表7は、全教連の主流とした3通りの扱いを大会別にまとめたものである。第7回大会以降における省または区教育庁への通告あるいは送付の急激な増加は、特徴的である。そうした扱いは第6回大会まで皆無に等しい。全教連の決議は1921年以降、地方教育行政レベルにまで行き届くようになったといえる。

おわりに—「地方の伸縮の余地を多く留める」新しい学制の誕生—

第6回大会は、全教連が本格的な学制改革に取り組み始めた大会でもあった。次の大会までに学制系統研究会を組織して学制改革に関する提案を作成するよう省または区教育会に対して指示したのである(「歴届全国教育連合会議決分類彙編」, 第11届全国教育会連合会事務所, 1925, 56p)。第7回大会に集まった学制改革に関する提案は12にのぼり、これらをもとに学制系統草案を議決した²²。学制系統草案は、翌年の第8回大会で再協議の対象となった。第8回大会では学制系統案を議決し、これを教育部に上申した。そして1922年11月、第8回大会決議の学制系統案をほぼ踏襲して、冒頭に述べた学校系統改革案、いわゆる壬戌学制は公布されることとなる²³。

壬戌学制の標準のひとつに「地方の伸縮の余地を多く留める」とあった(中国第二歴史檔案館編, 1991, pp. 102-106)。振り返ってみると第1回大会から第6回大会までの省または区教育庁設置の持続的な要求や、さらには第6回大会における地方自治による教育普及の提唱など全教連による地方教育行政改革の要求は、教育部により具体的に実行に移された。そうした素地のうえに学制改革の取り組みは始まったとみられる。だとすれば「地方の伸縮の余地を多く留める」壬戌学制の誕生は必然的であったと考えられる。

一方、全教連の開催目的はそもそも「国内の教育状況を観察し、全国の教育事業を討

²² 錢曼倩・金林祥主編(1996)pp. 230-276 や拙稿(2004)を参照されたい。

²³ 学校系統改革案公布に至る詳細な過程については、拙稿(2004)を参照されたい。

論し、ならびに世界の趨勢に達するため、共同して進行する」ことであった（「全国教育会連合会会章」，全国教育会編，1915，pp. 1-3）。この目的のもと年に一度とはいえ，省または区教育会の代表の結集により「国内の教育状況」を知ることができた。また「全国教育事業を討論し，共同して進行する」ため，省または区教育会は，独自の提案を準備した。そうした諸提議をもとに全教連は審議を行ない，大会決議を生み出した。大会決議は教育部に上申される場合も多く，教育庁の設置など実施されることもあった。こうしてみると全教連は，北京政府期における「教育立法機関」としての作用をもったと思える²⁴。

総じて地方教育行政改革も，また学制改革も，全教連の決議なくして具体化されることはなかったであろう。そうした意味で全教連の決議は，北京政府期の教育改革をリードしたといえ，さらにいえばこのリードは，省または区を主体とした教育普及の方向へと導くものであったと考えられる。しかし一方で疑問点は残されている。大会決議は第7回大会以降，省または区教育庁にも行き届くようになったが，では教育庁によりどう扱われたのか，この点を本稿では解明できなかった。さらに省または区教育会の準備した諸提議はどうか，この点も重要な課題である。全教連の果たした役割をトータルにみるためには，今後そうした課題にも取り組んでいく必要がある。

（いまい わたる・広島大学大学院，日本学術振興会特別研究員）

【参考文献】

[第一次史料]

全国教育会編（1915），『民国第1次全国教育会連合会報告』（上海図書館所蔵）

第11届全国教育会連合会事務所（1925），『歴届全国教育会連合会議決分類彙編』（上海図書館所蔵）

[第二次史料]

李石岑編（1923），『教育雑誌』第15巻第12号，商務印書館

李石岑編（1924），『教育雑誌』第16巻第12号，商務印書館

李石岑編（1925），『教育雑誌』第17巻第12号，教育雑誌社

『中国教育年鑑』第1次第6冊，宗青図書公司印行

多賀秋五郎（1973），『近代中国教育史資料』民国編上，日本学術振興会

多賀秋五郎（1974），『近代中国教育史資料』民国編中，日本学術振興会

中国第二歴史檔案館編（1991），『中華民国史檔案館匯編』第3輯教育，江蘇古籍出版社

²⁴ 教育部に上申された決議がそのまま制度化される場合もあったことから，こう評価できる可能性はある。一方，高田幸男は次のように述べている。「表面的には教聯会は教育部に対してただ建議し，教育政策を補完することしかできなかったが，実際には，教育部には教聯会の案を採用することで，ようやくその政策の全国性を保持することができたのである。すなわち教聯会こそ，北京政府教育部にその中央政府としての正統性を付与していたといえるのである」（高田幸男，2005，48p）

朱有猷・威名琇・錢曼倩・霍益萍編（1993），『中国近代教育史資料匯編』教育行政機構及教育団体，上海教育出版社

[先行研究・論文]

< 日本語 >

齋藤秋男（1973），『中国現代教育史』田畑書店

阿部洋（1993），『中国近代学校史研究』福村出版

高田幸男（1995），「第4章 教育史」野澤豊編『日本の中華民国史研究』汲古書店

小林善文（2002），『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院

高田幸男（2003），「小林善文著『中国近代教育の普及と改革に関する研究』」『アジア教育史研究』第12号，アジア教育史学会

拙稿（2004），「壬戌学制制定過程にみられる初等・中等教育段階の修正に関する考察」『アジア教育史研究』第13号，アジア教育史学会

高田幸男（2005），「江蘇教育会と清末民初の政治構造」『明大アジア史論集』第10号記念特集号，明治大学東洋史談話会

< 中国語 >

韋慶遠（1989），『中国政治制度史』中国人民大学出版社

錢曼倩・金林祥主編（1996），『中国近代学制比較研究』広東教育出版社

田正平主編（2001），『中国教育史研究』近代分卷，華東師範大学出版社

< 英語 >

Tai Chen Hwa（1954），*A Critical Study of the Resolutions of the Chinese Federation of Educational Associations*（1915-26）